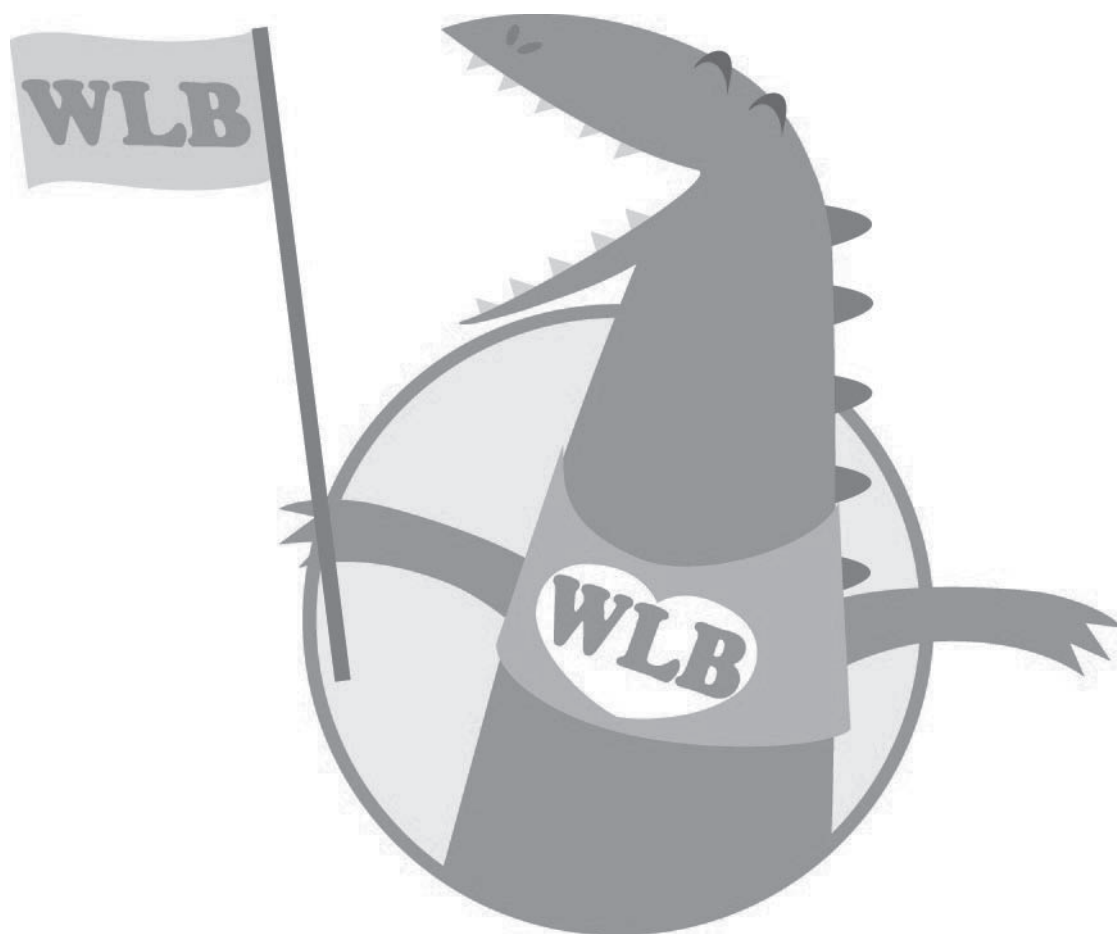


平成29年度

青森県における看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの
普及に関する実態調査報告書



青森県における看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの普及に関する実態調査

- 2014年と2017年の結果の比較 -

はじめに

日本看護協会では、2013年2月に「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を策定し健康や安全、生活への影響を少なくする観点から11項目の基準を提案しました。青森県看護協会看護労働環境対策委員会は、翌年に実施した全国の病院を対象にガイドラインの普及に関する実態調査データから、青森県の現状をまとめ2017年にご報告いたしました。そして、その後の変化や今後の課題を把握するために、青森県全病院を対象に再度調査を実施いたしました。多くの施設にご協力いただいたことを感謝申し上げます。この結果をもとに青森県における夜勤・交代制勤務に関する課題を抽出し、改善に向けた取り組みを検討していきたいと考えています。尚、調査結果の詳細については、青森県看護協会ホームページに掲載しますので、是非ご覧ください。

URL : <http://egao-park.net/>

【夜勤・交代制勤務の「勤務編成の基準」】

	項目	基準
基準1	勤務間隔	勤務と勤務の間隔は11時間以上あける。
基準2	勤務の拘束時間	勤務の拘束時間は13時間以内とする。
基準3	夜勤回数	夜勤回数は、三交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。
基準4	夜勤の連続回数	夜勤の連続回数は、2連続(2回)までとする。
基準5	連続勤務日数	連続勤務日数は5日以内とする。
基準6	休憩時間	休憩時間は、夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。
基準7	夜勤時の仮眠	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。
基準8	夜勤後の休息*	夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保することが望ましい。
基準9	週末の連続休日	少なくとも1か月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。
基準10	交代の方向	交代の方向は正循環の交代周期とする。
基準11	早出の始業時間	夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。

*基準8については、夜勤後の休息①「1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保する」と夜勤後の休息②「夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する」に分けて質問している。

1. 調査概要

調査対象：青森県内病院 98 施設

調査期間：2017 年 8～9 月

回収数：73 施設 (74.5%)

1) 調査施設の概要

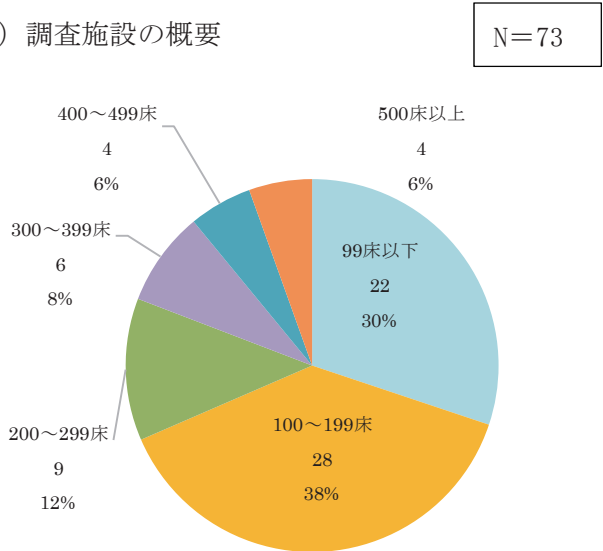


図1 調査施設の病床数

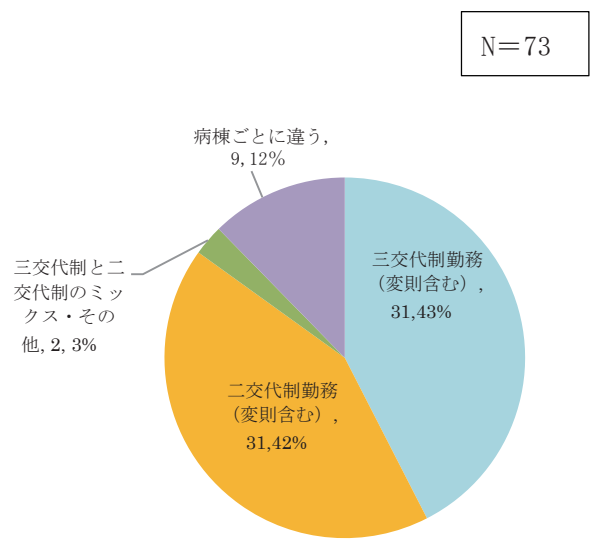


図2 調査施設の夜勤形態

【青森県における夜勤・交代制勤務の現状と傾向】

今回の分析の対象としたのは、青森県内の病院 73 施設 (74.5%) のデータです。前回の調査は 51 施設の結果でしたので、サンプル数が増え、より詳細なデータを得ることができました。

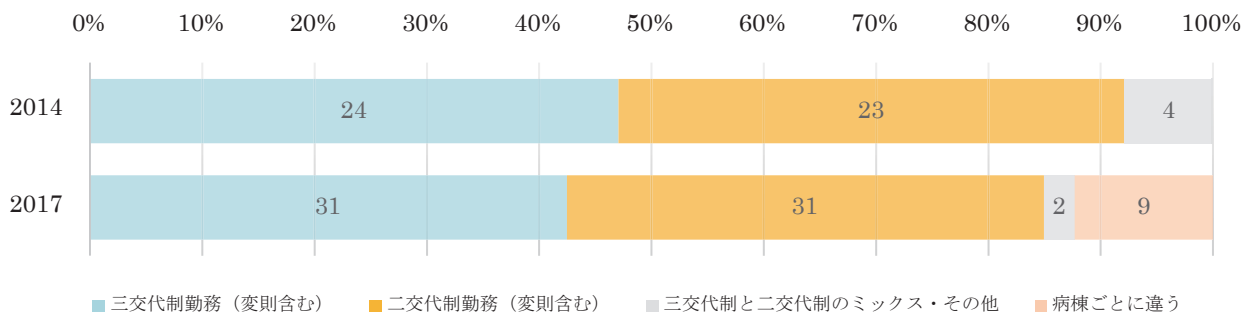


図3 夜勤形態の比較

夜勤形態については、2014 年の結果では、二交代と三交代制のミックス型 8% (全国：19.2%)、二交代制 45% (全国：57.4%) で全国調査結果と比べて少なく、三交代が 47% (全国：21.7%) と多いことが分かりました。2017 年の調査では、「病棟ごとに違う」という回答が増えました。施設毎に夜勤形態を決めるのではなく、病棟の特徴に応じて柔軟に対応していることが分かります。

2) 看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの基準への取り組み状況

N=2014年：24 2017年：73

(1) 三交代制勤務の施設の取り組み状況

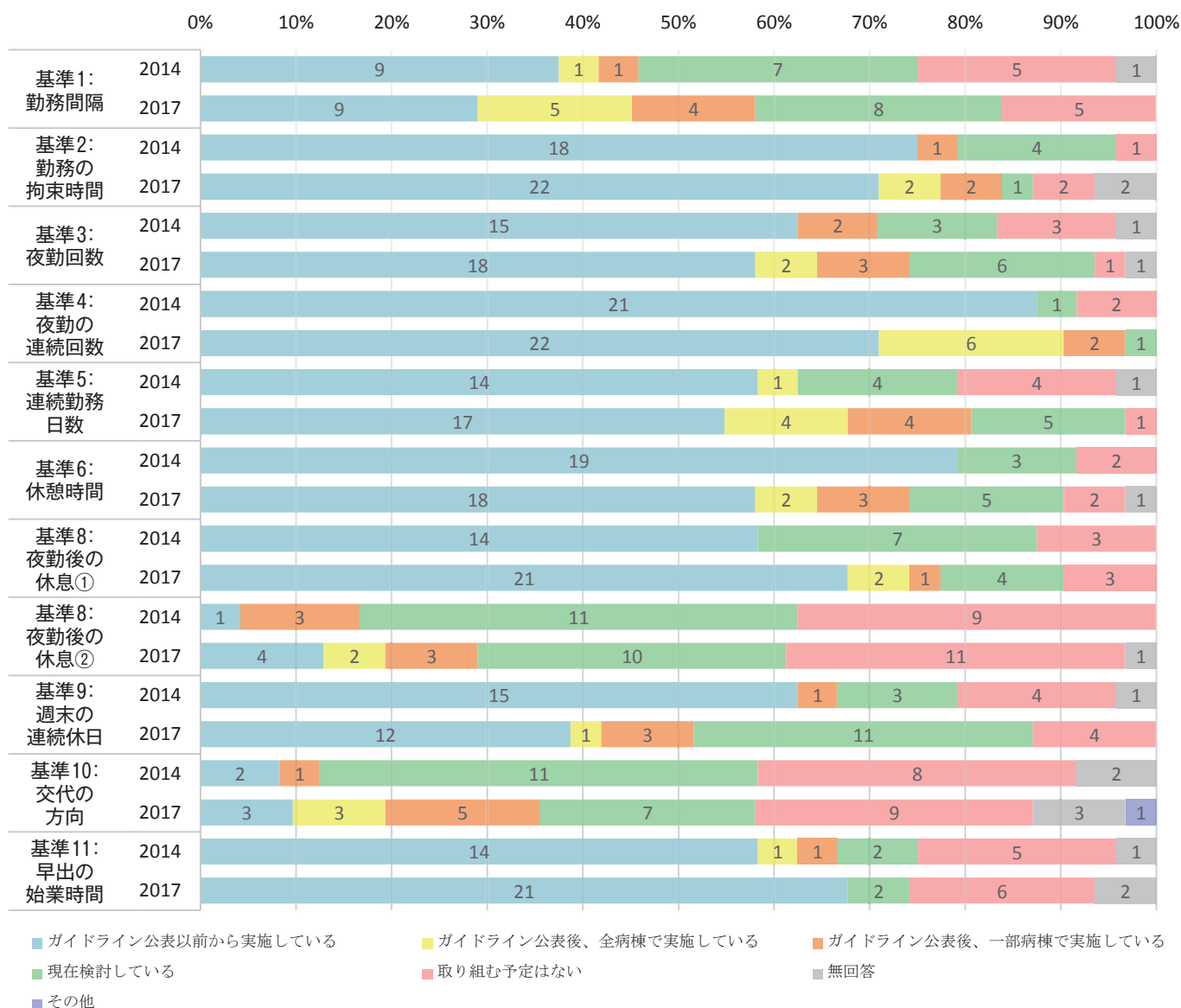


図4 三交代制勤務の施設の取り組み状況

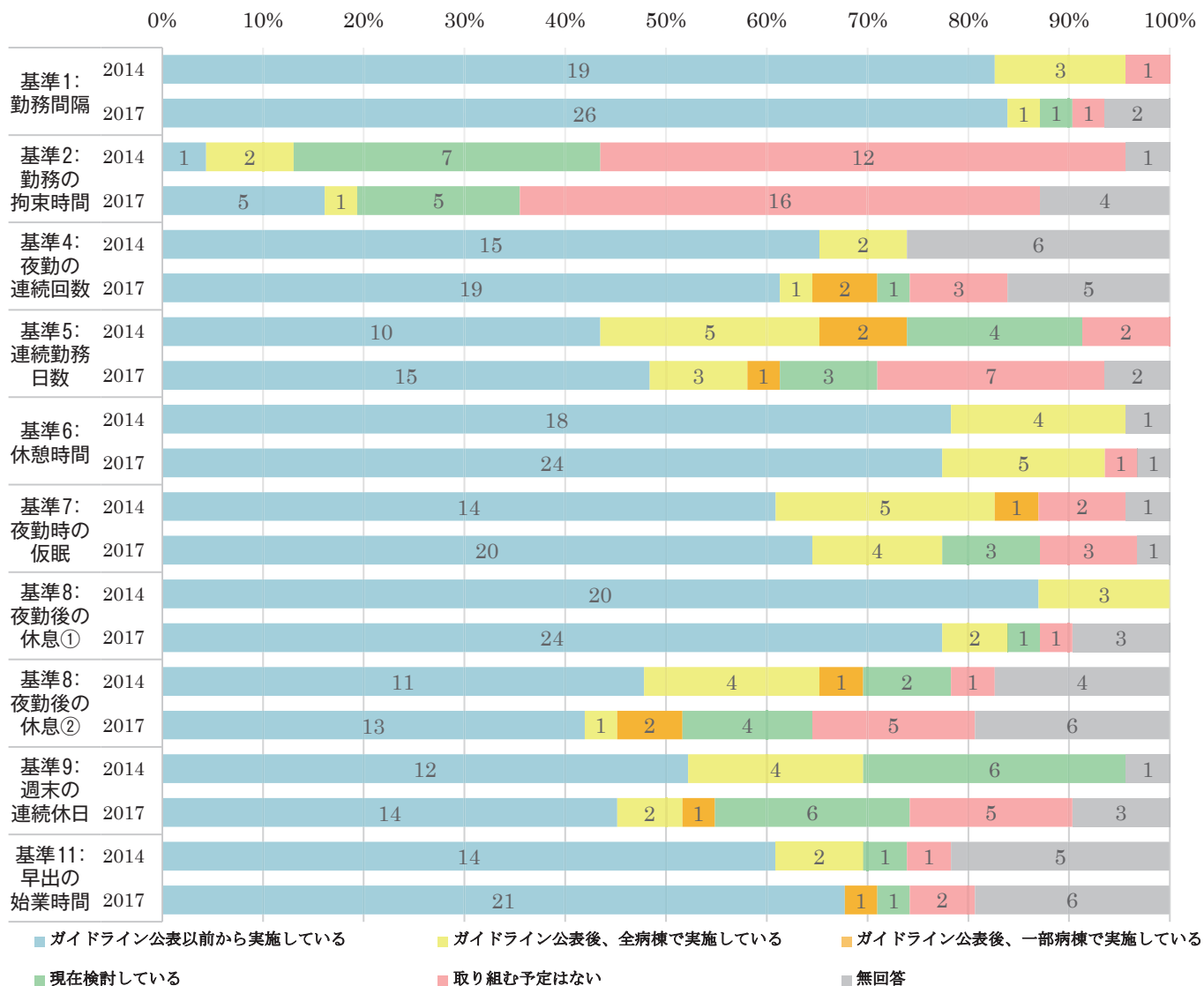
2014年の調査では、各基準について、病院全体または1部で実施していると回答した施設が7割を超えているのは、基準2「勤務の拘束時間は13時間以内とする」、基準3「夜勤回数は、月8回以内を基本とする」、基準4「夜勤の連続回数は2連続までとする」の3つでした。

2017年の調査で、各基準について、病院全体または1部で実施していると回答した施設が7割を超えているのは、基準2「勤務の拘束時間は13時間以内とする」、基準3「夜勤回数は、月8回以内を基本とする」、基準4「夜勤の連続回数は2連続までとする」、基準5「連続勤務日数は5日以内とする」、基準6「休憩時間の確保」、基準8-①「1回の夜勤後におおむね24時間以上を確保する」でした。2014年の調査よりも基準5、6、8-①の3項目があらたに7割を超えました。

2014年の調査では、基準8-②「2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上の休息を確保する」、基準10「交代の方向は正循環の交代周期とする」の2項目は、実施率が2割以下でした。2017年の調査では実施率2割以下の項目はありませんでした。

(2) 二交代制勤務の施設の取り組み状況

N=2014年：24 2017年：73



2014年の調査では、二交代制勤務を行っている施設において、実施率が7割を超えているのは、基準1「勤務と勤務の間は11時間以上あける」、基準4「夜勤の連続回数は2連続までとする」、基準5「連続勤務日数は5日以内とする」、基準6「休憩時間は、夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する」、基準7「夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する」、基準8-①「1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保する」の6項目でした。

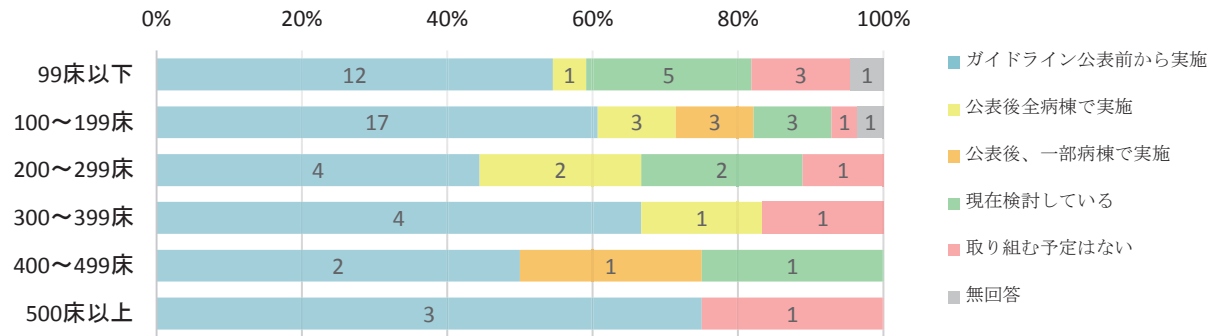
2017年の調査では、実施率が7割を超えているのは、基準1「勤務と勤務の間は11時間以上あける」、基準4「夜勤の連続回数は2連続までとする」、基準6「休憩時間は夜勤の途中で1時間以上を確保する」、基準7「夜勤の途中で連続した仮眠を設定する」、基準8-①「1回の夜勤後にはおおむね24時間以上の休息を確保する」、基準11「早出の始業時間は7時前を避ける」でした。基準11は前回の調査よりも実施率が上昇しています。基準5「連続勤務日数は5日以内とする」は実施率が低下しており、「取り組む予定がない」の割合が増加しています。

取り組みが2割以下のものは、基準2「勤務の拘束時間は13時間以内とする」でした。この項目については2014年の前回の調査でも低い結果でした。「実施している」の回答数が増えていますが、これは回答施設数が増えたためと考えられ、「今後取り組む予定がない」という回答が半数を超えており、「検討中」だった施設が減少しています。

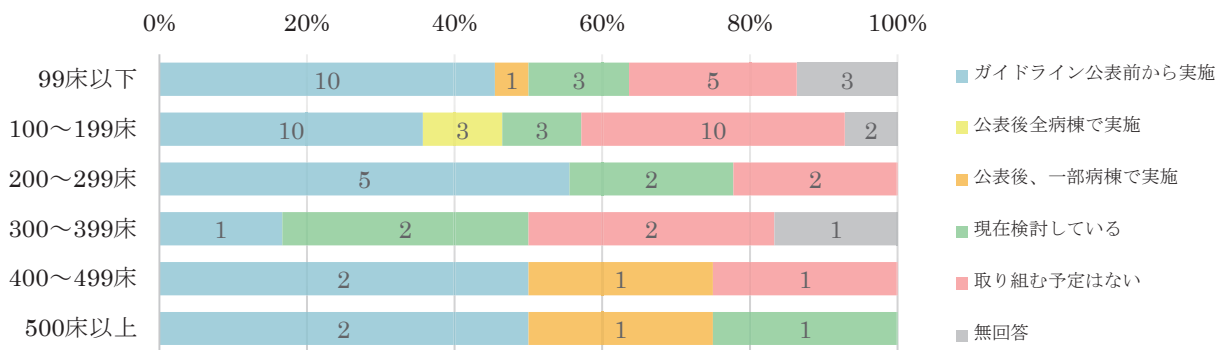
(3) 病床規模との関連

「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の基準 11 項目について、取り組み状況を病床数で集計しました。

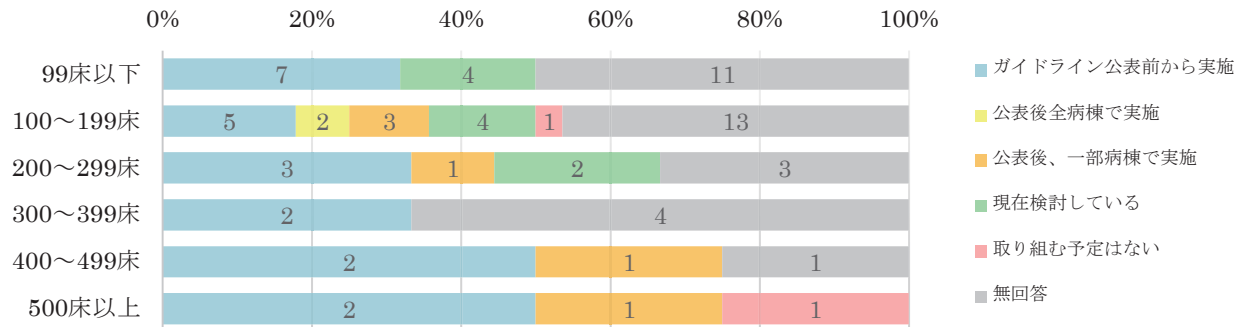
基準 1：勤務と勤務の間隔は 11 時間以上あける。



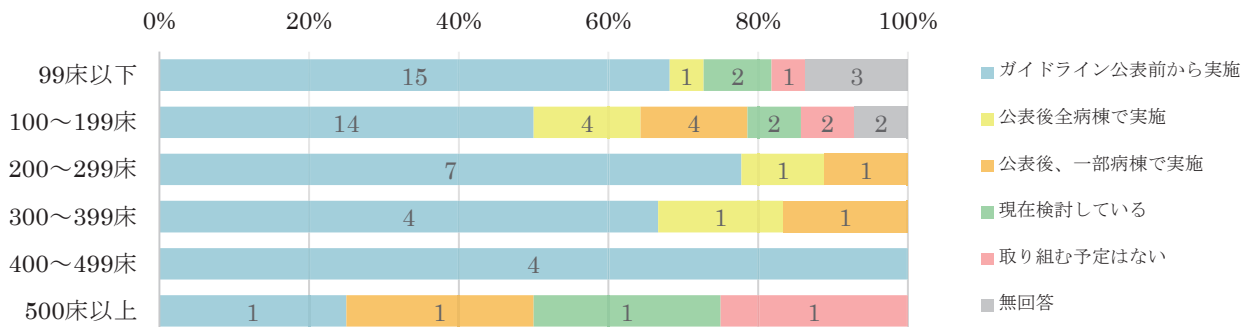
基準 2：勤務の拘束時間は 13 時間以内とする。



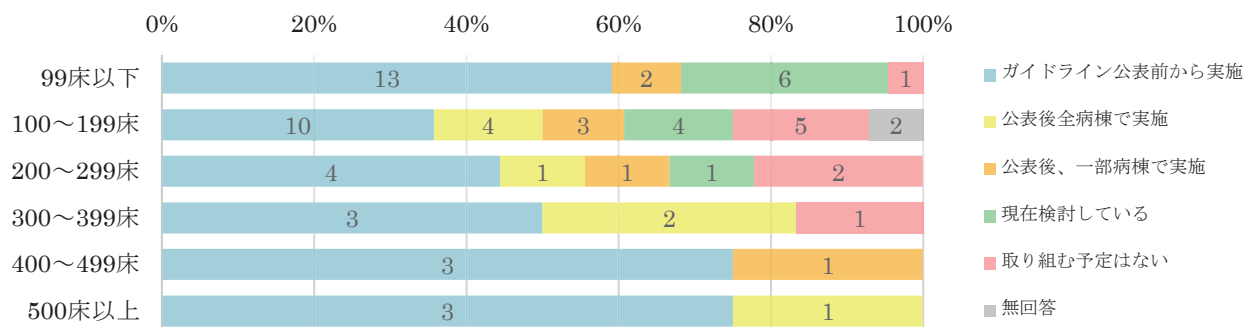
基準 3：夜勤回数は、三交代制勤務は月 8 回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。



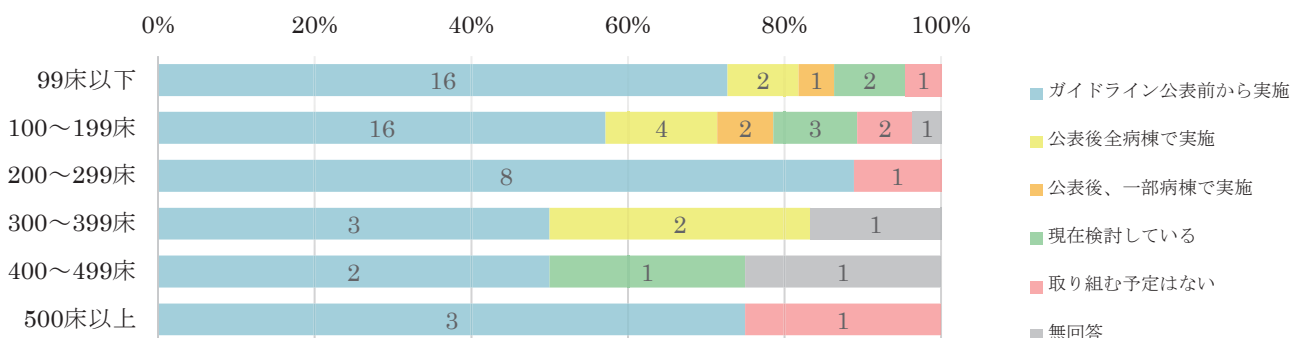
基準 4：夜勤の連続回数は、2 連続（2 回）までとする。



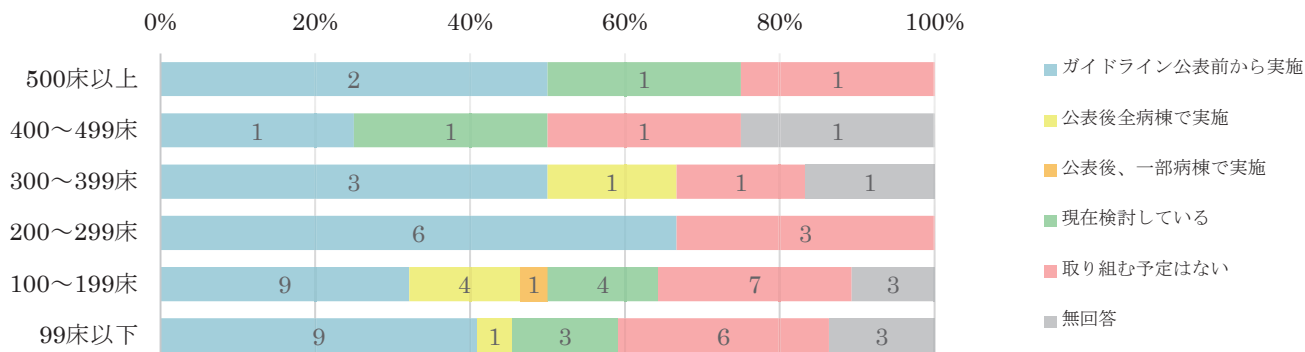
基準 5：連続勤務日数は 5 日以内とする。



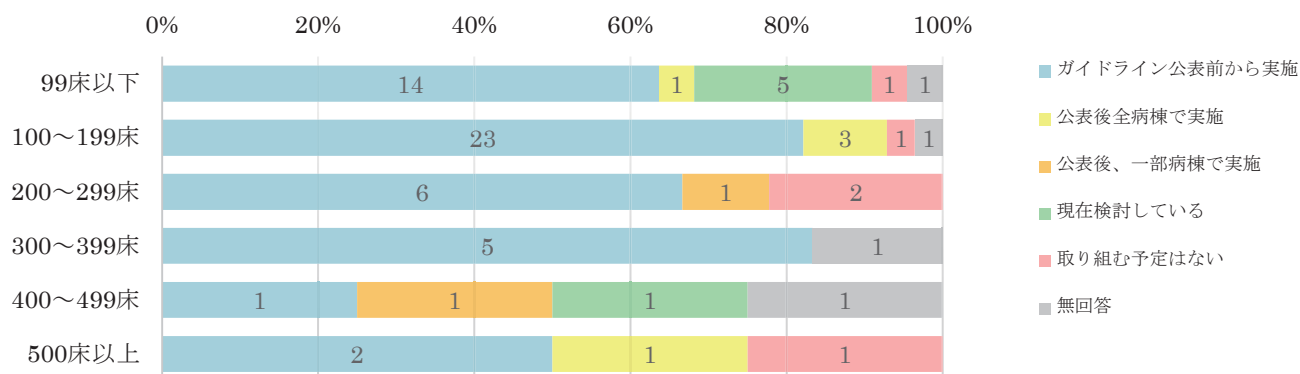
基準 6：休憩時間は、夜勤の途中で 1 時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。



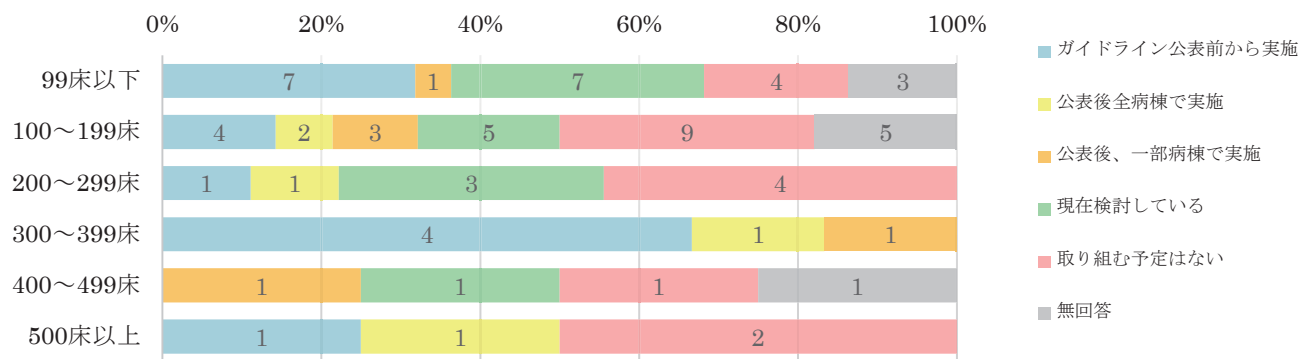
基準 7：夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。



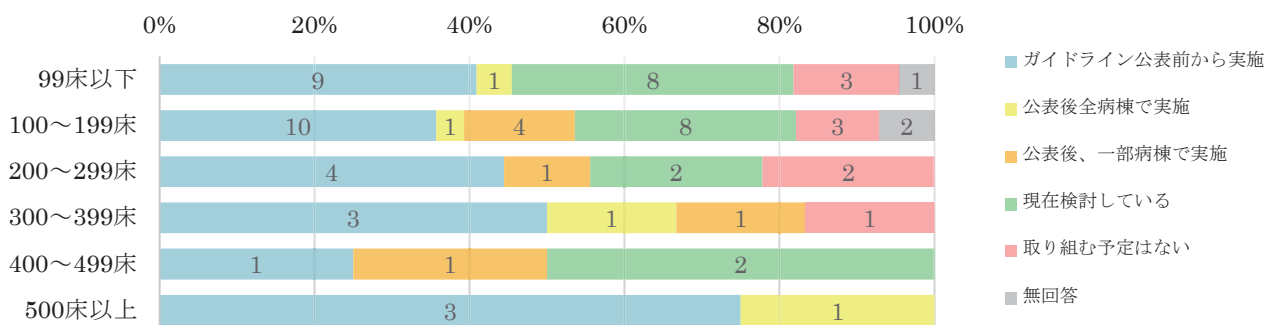
基準 8-①：夜勤後の休息について、2 回連続夜勤後にはおおむね 48 時間以上を確保する。



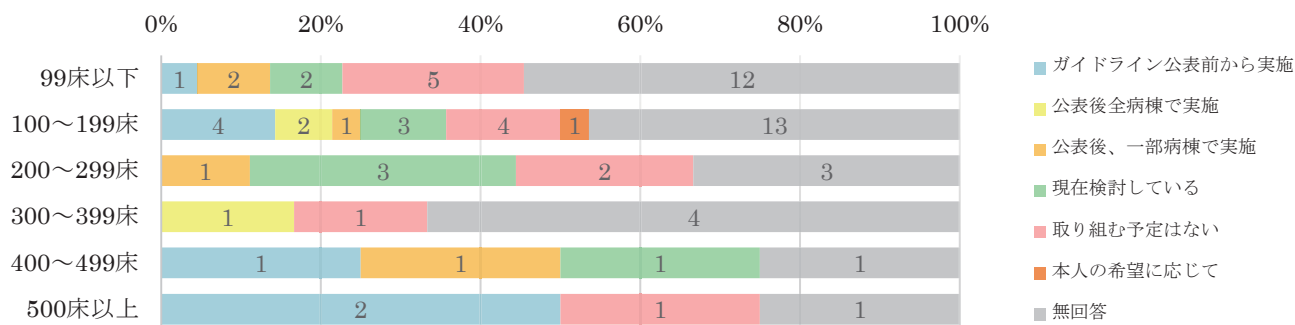
基準 8-②：1 回の夜勤後についてもおおむね 24 時間以上を確保することが望ましい。



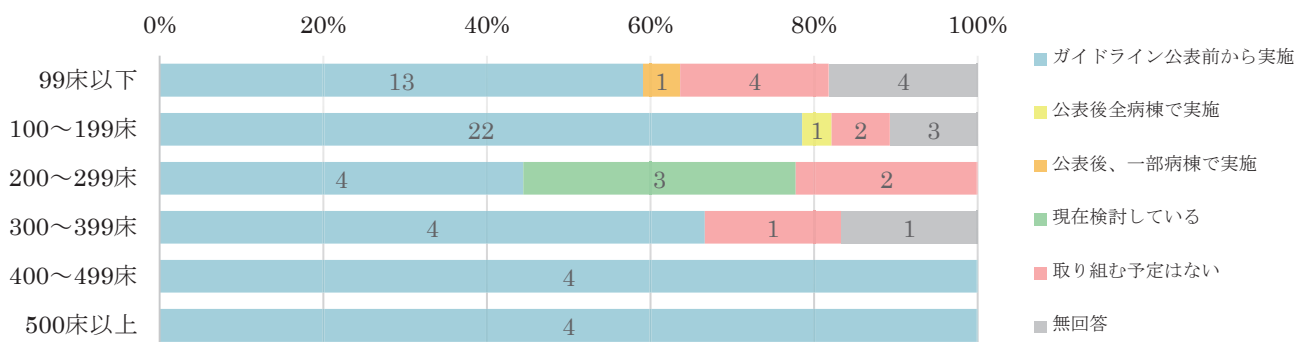
基準 9：少なくとも 1 か月に 1 回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。



基準 10：交代の方向は正循環の交代周期とする。



基準 11：夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は 7 時より前を避ける。



各基準の取り組み状況を病床規模ごとにまとめました。施設数が違いますので、一概に比較はできませんが、参考にしていただければと思います。

2. まとめ

今回の結果は、青森県内の病院の7割以上のご協力が得られましたので、かなり現状を反映した結果となっています。

夜勤の体制は、病棟の特徴に合わせて柔軟に選択されてきています。また、病棟内二交代と三交代を選択している施設は100床～199床の施設に多くみられました。自施設に合わせて工夫し対応していることが分かります。

ガイドラインの取り組み状況については、前回の調査結果と比較すると、実施している施設が7割を超える基準項目が増えてきました。皆様の取り組みの成果であると考えます。特に三交代勤務の施設では、連続勤務日数や休息時間の確保において改善が顕著でした。また、実施率が2割以下の項目がなくなりました。前回の報告書では、基準5「連続勤務は5日以内とする」は、2014年は全国調査結果よりも16.1ポイントも低いことを報告しましたが、今回の調査では、実施施設81%と前回の62.5%から18.5ポイントも上昇しました。基準10「交代の方向は正循環の交代周期とする」は全国でも23.3%（2014年）と実施率が低い項目です。今回の結果では、36%と2014年から23.5ポイント上昇しています。正循環の交代周期にするためには、休日をどのように配置するか等検討課題が多くあり、職員数の確保や休日の取り扱いの規定等の整備の必要性などから、試行後定着が難しいという意見もあります。

二交代制勤務の施設は、図5によるとガイドラインの取り組みがやや伸び悩んでいるようです。二交代勤務施設の3割程度が200床以下の施設であることから、人員の確保等が取り組みを困難にしているのかもしれませんが。その中でも基準11「早出の始業時間は7時前を避ける」は実施割合が増加していました。実現可能な所から取り組みに着手しているようです。

基準2の勤務拘束時間については、前回の報告書でも課題の1つであると書かれています。実施率は、13%から19%へ微増していますが、「取り組む予定がない」施設が多く、今後の改善は難しい状況です。長時間労働によるリスクについてはご存じの方が多いと思いますが、改善できない原因の解明が望まれます。

3. 青森県の課題

青森県における夜勤・交代制勤務に関する課題

三交代制勤務では、「正循環などの身体に負担のない交代周期の実現」
二交代制勤務では「13時間以上の長時間夜勤の見直し」

私たち看護労働環境対策委員会は、健全な労働環境で質の良い看護が提供できるよう、看護職の労働環境の改善のお役に立てればと思っています。2014年の調査結果と比較・検討した結果、課題は正循環周期の実現と長時間夜勤の見直しであると分かりました。この実現は、職員の健康だけではなく、患者さんへの質の高いケア提供へも影響します。しかし、実現するには解決しなければならない課題があると思われまます。この結果をもとに、委員会では対策を検討し、青森県内の看護職をサポートしていきたいと考えています。2018年度は、看護職個人への現状調査を計画しています。ご協力の程、よろしく願いいたします。

看護労働環境対策委員会

委員長 田中 雪子 副委員長 村上 眞須美

委員 川浪 学子, 佐々木 美加子, 坪 則子, 梨子 秀子, 本間 貢, 萬谷 暁春